

## 静岡県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年1月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年6月25日農林水産省告示第883号

平成7年6月19日農林水産省告示第819号（三に係るものに限る。）

平成13年7月31日静岡県告示第701号（二及び三に係るものに限る。）

平成13年8月3日静岡県告示第706号（一に係るものに限る。）

平成13年8月3日静岡県告示第707号

### 2 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を静岡県庁、賀茂農林事務所並びに下田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）